

## 議第35号

### 滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成27年3月31日」を「平成27年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。